

○出納員等の職の指定について

(平成16年3月31日訓令第1号)

改正 平成29年12月27日訓令第4号 令和2年5月28日訓令第2号

名寄地区衛生施設事務組合出納員等規則(平成16年4月1日規則第2号)第1条の規定により、本組合に置く出納員、分任出納員及び会計員は、別表の職にある者を任命した。

附 則 (平成16年3月31日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年12月27日訓令第4号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月28日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表

区分	出納員に任命する職	分任出納員に任命する職	会計員に任命する職	備考
会計課	会計課長	会計係長	会計係	
総務課	総務課長	総務係長 総務係		
炭化センター	炭化センター所長	施設係長 施設係 会計年度任用職員		
名寄地区広域最終処分場	名寄地区広域最終処分場場長	施設係長 施設係 会計年度任用職員		

